

公 告

四万十市情報発信力強化支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

四万十市長 山 下 元一郎

1 業務概要

- (1) 業務名 四万十市情報発信力強化支援業務
- (2) 業務内容 四万十市の情報発信に係るガイドライン等の作成及びSNSの活用、インフルエンサーの活用事業における各種支援等
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 単独事業者であること。（共同企業体でないこと。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 本プロポーザル手続きの開始の公告がなされた日から、契約候補者を特定するまでの間において、国、県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。
- (7) 過去に本件類似・関連業務を地方公共団体で行った実績を5件以上有する者

3 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の交付

上記資料については市公式ホームページからダウンロードすること。

4 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 24 日（金）17 時
- (2) 提出方法 質問書（第 1 号様式）を電子メールにて下記「9 担当部署」に記載のメールアドレスへ送信すること。
- (3) 回答方法 令和 8 年 7 月 29 日（水）までに質問者へメールにより回答を行うほか、質問と回答の内容を市ホームページに公開する。

5 参加申込

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時
- (2) 提出書類
 - ア 参加申込書（第 2 号様式）
 - イ 委任状（第 3 号様式）※支店等に委任する場合
 - ウ 会社概要書（第 4 号様式）
 - エ 業務実績一覧（第 5 号様式）
 - オ 市区町村税に係る納税証明書（写し可）

- カ 都道府県税に係る納税証明書（写し可）
- キ 国税に係る納税証明書（写し可）
- ク 商業登記簿謄本（写し可）
- ケ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙１）
- (3) 提出方法 持参、郵送または宅配便により、「９ 担当部署」に記載の住所まで提出すること

6 企画提案書等

- (1) 提出期限 令和８年８月10日（月）17時
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 参考見積書（第６号様式）
 - ウ 情報公開を希望しない届出書（第７号様式）
- (3) 提出方法 持参、郵送または宅配便により、「９ 担当部署」に記載の住所まで提出すること

7 審査方法

提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、四万十市情報発信力強化支援業務プロポーザル審査委員会の委員が評価を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

8 その他

詳細については、四万十市情報発信力強化支援業務プロポーザル実施要領、同仕様書によるものとする。

9 担当部署

- (1) 住所 〒780-8501 四万十市中村大橋通四丁目10番地
- (2) 担当 四万十市デジタル・広報課シティプロモーション推進係
- (3) 電話 0880-34-1145（直通）
- (4) mail sansin@city.shimanto.lg.jp